

## せとらカフェ登録事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、認知症の人やその家族、地域住民、専門職等が集う場を地域に設置する団体及び個人を支援することで、認知症の本人及びその家族が地域で孤立することを防ぐとともに、認知症についての地域住民の理解の促進及び認知症の本人及びその家族を支える地域づくりを行うことを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、せとらカフェとは、次の各号に掲げる活動のいずれかを主たる目的とし、認知症の本人及びその家族、地域住民、専門職等地域の誰もが気軽に集えることができる活動拠点をいう。

- (1) 認知症の本人やその家族同士の相互交流及び情報交換
- (2) 家族の介護負担の軽減
- (3) 認知症状の悪化の予防
- (4) 認知症についての啓発
- (5) 認知症の本人やその家族に対する相談又は支援

### (事業内容)

第3条 市長は、次に掲げる事業を行う。

- (1) せとらカフェの登録の促進及び広報に関すること。
- (2) せとらカフェの運営に対する指導、助言等に関すること。
- (3) せとらカフェへの認知症全般の情報提供に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

### (登録要件)

第4条 せとらカフェの登録を申請できる者(以下「登録団体等」という。)は、市内に店舗等の活動拠点を有する団体又は個人のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内において、せとらカフェを適切に運営できること。
- (2) 認知症サポーター又は認知症サポーター養成講座を受講できる者を1名以上配置できること。
- (3) 瀬戸市、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員及び生活支援コーディネーターと連携を図ること。
- (4) 市が交付する認定ステッカーをせとらカフェを開催する店舗等に常時掲出できること。
- (5) 市が交付する啓発看板をせとらカフェ開催時に掲出できること。
- (6) 認知症に関する啓発物等を活動拠点内に設置できること。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは登録を申請することはできない。

- (1) 登録団体等の構成員に、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」）という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者又は暴力団若しくは暴力団員と緊密な関係を有する者を含むとき。

- (2) 宗教活動や政治活動を行うとき。

（登録の申請）

第5条 せとらカフェの登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、せとらカフェ登録申請書（第1号様式）を、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、申請を受理し適当と認めるときは、登録を決定し、せとらカフェ登録通知書（第2号様式）及び市長が別に定める認定ステッカー及び啓発看板を申請者に交付するものとする。

（登録決定の変更）

第6条 登録団体等の代表者が登録内容を変更するときは、せとらカフェ変更届出書（第3号様式）を、市長に提出しなければならない。

（登録の廃止）

第7条 登録団体等の代表者が登録を廃止するときは、せとらカフェ登録廃止届（第4号様式）を、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、せとらカフェが次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条又は第3条の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 第4条第2項の規定に該当すると認められるとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により登録の決定の受けたと認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が適当でないと認めるとき。

（留意事項）

第8条 登録団体等は、次に掲げる点に留意すること。

- (1) せとらカフェへの参加は原則無料とする。ただし、飲食物の提供や講座等の参加費について、登録団体等は、適正な利用料金を徴収することができる。
- (2) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定等を踏まえ、せとらカフェを利用する利用者及びその家族等の個人情報やプライバシーの尊重及び保護に万全を期すものとし、正当な理由なくその業務によって知り得た秘密を漏らしてはならない。

（その他）

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。